

鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 1 号

鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県事務処理権限規則(平成 8 年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後											改正前														
別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事務に係る事務処理権限											別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事務に係る事務処理権限														
事項		事務処理権限の区分									事項		事務処理権限の区分												
種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者					知事	専決権者	委任決裁権者											
			部長	課長	担当	職員	地方機関の長	部長	局長	課長	担当			職員	地方機関の長	部長	局長	課長	担当	職員	地方機関の長				
略											略														
三 組織及び人事管理に関する事務	略	14	当箇所における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時任用職員(任用期間が1月未満の者に限る。)の任免及び給与の決定									三 組織及び人事管理に関する事務	略	14	当箇所における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時任用職員及びこれらの者の職に準ずる職員(任用期間が6日未満の者に限る。)の任免及び給与の決定										
略											略														
略											略														
別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 行徳保健所、人権局、地づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興政策総室、市環境局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限											別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 行徳保健所、人権局、地づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興政策総室、市環境局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限														
所 属 名	種類	内容	事務処理権限の区分								知事	専決権者	委任決裁権者					地方機関の長の名称							
			部長	局長	課長	地方機関の長	部長	局長	課長	地方機関の長			部長	局長	課長	地方機関の長									
人事・評価室	地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略	3	同法第22条第2項に規定する臨時任用職員(任用期間が1月未満の者を除く。)の任免									人事・評価室	地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略	3	同法第22条第2項に規定する臨時任用職員及びこれらの者の職に準ずる職員(任用期間が6日未満の者を除く。)の任免								
略											略														

略										
給与室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略	2	同法第22条第2項に規定する臨時						
		的任用職員（任用期間が1月未満の者を除く。）の給与の決定								
略										
略										

略										
給与室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略	2	同法第22条第2項に規定する臨時						
		的任用職員及びこれら <del>の者の職に</del> に <del>連</del> する職員（任用期間が <del>16日</del> 未満の者を除く。）の給与の決定								
略										
略										

（鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正）

第2条 鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第3（第6条関係） 出納局長及び室長の専決事項			別表第3（第6条関係） 出納局長及び室長の専決事項		
区分	出納局長専決事項	室長専決事項	区分	出納局長専決事項	室長専決事項
共通	1～5 略	1～15 略	共通	1～5 略	1～15 略
	6 臨時的任用職員 （任用期間が <u>1月</u> 未 満 の 者 に 限 る。）の任免及び 給与の決定			6 臨時的任用職員 （任用期間が <u>16日</u> 未 満 の 者 に 限 る。）の任免及び 給与の決定	
	7～25 略			7～25 略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。